

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・従業員の待遇改善への対応はお済みですか？



令和6年度 厚生労働省 東京労働局 委託事業

# 東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



## ワンストップ 無料相談

特に、以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外・休日労働、36協定対応
- ✓ 就業規則の制定、見直し
- ✓ 育児・介護休業等諸規程の整備
- ✓ パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」
- ✓ 各種助成金の活用
- ✓ 人手不足、高齢者雇用対応

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般のご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、労務管理全般について、専門家が無料で以下の支援を行っています。

### 個別企業支援 訪問・オンライン

ご希望日に専門家が貴社を訪問  
またはオンライン対応にて、  
課題解決に向けた支援を行います。

### 電話・メール・ご来所 による相談

当センターにて、下記の  
受付時間に、電話・メール・  
ご来所による相談を行っています。

### セミナー講師派遣 オンラインも可

各種のご要望に応じ、会場での  
開催でも、オンラインでも  
セミナー講師を派遣します。

## 東京働き方改革推進支援センター

Web ページ



<https://hatarakikatakaiakaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

受付時間

(平日) 9:00 ~ 18:00

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-16-8  
虎ノ門石井ビル 4階

電話

0120-232-865

E-mail

tokyo@task-work.com

ファックス

03-6206-7046



東京働き方改革推進支援センター



裏面は、働き方改革等の課題の有無に関する自主点検票(アンケート)と、無料の企業支援(訪問またはオンライン)の申込票になっています。  
FAX、E-mail、またはQRコードからのWebフォームのいずれからでもお申込みいただけます。

働き方改革等の課題の有無に関する自主点検票（アンケート）	左記の設問の内 課題がある項目は？  ( )
<p>① 就業規則はありますか、最近の法令改正に合わせて適時に改正していますか？</p> <p>② 36協定は適正に締結・届け出がなされていますか？ 時間外・休日労働の法令違反、36協定違反はありませんか？</p> <p>③ 雇用条件通知書明示事項の令和6年4月施行の改正に対応できていますか？</p> <p>④ 利用可能な助成金を理解し、活用できていますか？</p> <p>⑤ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間に、同一労働同一賃金の課題はありませんか？</p> <p>⑥ 人手不足、高齢者雇用、外国人雇用で課題はありませんか？</p> <p>⑦ いわゆる「年取の壁」問題による人手不足等の課題が生じていませんか？</p> <p>⑧ いかなるハラスメントもない、働きやすい就業環境が実現できていますか？</p> <p>⑨ (建設業・運送業限定) 2024年問題(労働時間上限規制)への対応はお済みですか？ 2024年問題に起因するお悩み(人手不足等)はありませんか？</p>	<p>これらに課題があれば、あるいはこれら以外の課題でも、以下の申込票にてお気軽にお申し込みください。以下の申込にあたり、左記自主点検への回答の有無は必須ではありません。</p>

## 専門家による無料出張相談 申込票

お申し込みフォーム

E-Mailの方は、tokyo@task-work.com へ下記内容をお送りください。

申込日： 年 月 日

東京働き方改革推進支援センター 宛  03-6206-7046



会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
所 在 地	〒 -		
ご担当者氏名		担当部署 ・ 役職	/
電 話		メールアドレス	
相談希望日時 <small>(専門家を選定しますので、1~2週間後で日程設定ください。)</small>	(○月○日 午前、午後、一日中 等の記載も可です。専門家と後日調整 <input checked="" type="checkbox"/> でも結構です)		
	第1希望	月 日 / 時 から	<input type="checkbox"/> 専門家と後日調整
	第2希望	月 日 / 時 から	
相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 生産性向上・業務の効率化 <input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 時間外労働、36協定 <input type="checkbox"/> 人材不足対応(育成含む) <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 業務改善助成金、キャリアアップ助成金 <input type="checkbox"/> パート、アルバイト、派遣社員の「同一労働同一賃金」 <input type="checkbox"/> その他の助成金、助成金全般 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業の整備 <input type="checkbox"/> 有給休暇 <input type="checkbox"/> その他( )		
	特に相談したい内容をご記入ください。		

ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-16-8 虎ノ門石井ビル4階

☎ 0120-232-865 ☎ 03-6206-7046 ✉ tokyo@task-work.com

東京働き方改革推進支援センター



# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内



令和6年4月1日に、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

企業の  
課題

積算業務を効率化し、  
労働時間を削減したい！

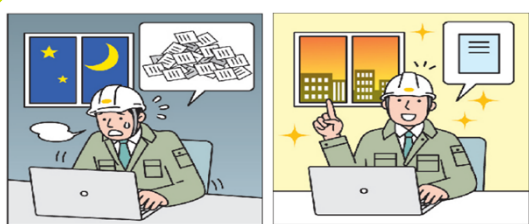
測量作業と重機操作を効率化し、  
労働時間を削減したい！

助成金  
による  
取組

土木工事積算システムを導入

測量杭打ち機と  
重機用センサーユニットを導入

改善の  
結果



過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。



測量や杭打ち、重機の操作を1人でできるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

## ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの  
労働局雇用環境・均等部  
(室)に提出  
(締切：11月29日(金))

交付決定後、提出した計画に  
沿って取組を実施  
(事業実施は、令和7年1月  
31日(金)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している  
「申請マニュアル」や「申請様式」は、  
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も  
可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2024.4)

# 業種別対応コース（建設業）の助成内容

## 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
5. 下記「成果目標」⑤を選択する場合、交付申請時点の所定休日数が4週当たり4日から7日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲は、以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

## 助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。**
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。**
- ④ **9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。**（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
- ⑤ 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。
 

(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

**【助成額最大1,000万円】**

助成額	以下のいずれか低い額
	Ⅰ 以下1～5の上限額及びⅥの加算額の合計額 Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)
	(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

**【Ⅰの上限額】**

### 1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

### 2. 成果目標②の上限額：25万円

### 3. 成果目標③の上限額：25万円

### 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	120万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

### 5. 成果目標⑤の上限額：1日増加ごとに25万円(※8) (最大100万円)

(※8) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。  
(年間所定休日数) ÷ (365日 ÷ 7) × 4

### 6. 賃金引き上げの達成時の加算額

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます(※9)。

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

(※9) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。